

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等(24報)

(5月8日 17:00 現在)

※下線部:前回からの追加・修正箇所

1 小・中学校の対応について

(1) 臨時休業について

・4月20日から5月24日まで

※5月13日から、段階的な学校教育活動を開始し、分散登校を実施

(2) 学校給食について

・臨時休業に伴い中止

(3) 部活動について

・4月16日から5月24日まで中止

(4) 塾、習い事等について

・保護者判断による

(5) 学校施設の利用について

・学校体育館等については、4月18日から5月24日まで利用中止

(6) 各保護者への連絡方法について

・学校ホームページで随時情報掲示

・保護者個々へのメール配信(まちコミメール利用)

・個別の文書配布(郵便、または個別訪問の際にポスト投函)

2 その他の対応等について

公民館事業 隣保館事業	5/11～対策を講じた上で利用可能
生涯学習センター事業	5/11～対策を講じた上で利用可能
放課後子ども教室	5/7から学校休業の間、終日実施(7:30～18:00) ※分散登校に対応した放課後受入も実施
土曜塾	学校が休業の場合は中止
文化・スポーツ事業	①市主催の行事・活動については当面の間中止・延期を決定 ②主催が市ではない大会・イベントについても当面の間自粛要請

3 市管理施設等の対応

①	南予文化会館	<u>5/11～対策を講じた上で利用可能(人数制限あり)</u>
②	コスモスホール三間	<u>5/11～対策を講じた上で利用可能(人数制限あり)</u>
③	市営闘牛場	4/18～ <u>5/31</u> まで休館
④	道の駅 津島やすらぎの里	4/17～当面の間 温浴施設・プール・レストラン・売店・研修集会施設の営業を休止
⑤	祓川温泉	4/17～当面の間 営業中止
⑥	きなはいや三万石	4/20～ <u>5/31</u> フリーマーケット休止
⑦	道の駅みま	4/22～ <u>5/31</u> 営業時間を短縮(9:00～16:00) 4/20～ <u>5/31</u> 研修室の利用休止 3/10～当面の間 レストラン「畦みちの花」の営業を休止
⑧	道の駅みなとオアシス うわじまきさいや広場	4/22～ <u>5/31</u> 営業時間を短縮(9:00～16:00) 4/20～ <u>5/31</u> 研修室の利用休止
⑨	木屋旅館	4/20～ <u>5/31</u> 休館
⑩	だんだん茶屋	4/11～食堂部分の使用を中止 (店舗横の施設で弁当の提供を継続)
⑪	総合体育館	<u>5/12～利用可(トレーニング室は利用不可)</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑫	スポーツ交流センター	<u>5/11～利用可(スイミング等のスクール事業は自粛要請)</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑬	吉田ふれあい運動公園	<u>5/11～利用可(トレーニング室は利用不可。スイミング等のスクール事業は自粛要請)</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑭	三間国民体育館	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑮	津島勤労者体育センター	<u>5/12～利用可(トレーニング室は利用不可)</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑯	三間柔道場	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑰	津島柔剣道場	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑱	地区学校体育施設 (閉校した学校の体育館等)	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑲	丸山公園の各体育施設	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>
⑳	宮下ふれあい広場・石丸公園・ 保手公園の各体育施設	<u>5/11～利用可</u> <u>※ただし、高校生以下は利用不可</u>

②①	三間町運動公園の各体育施設	5/11～利用可 ※ただし、高校生以下は利用不可
②②	宇和島城天守	5/11～対策を講じた上で利用可能
②③	城山郷土館	5/11～対策を講じた上で利用可能
②④	伊達博物館	5/11～対策を講じた上で利用可能
②⑤	国安の郷	5/11～対策を講じた上で利用可能
②⑥	畦地梅太郎記念美術館・ 井関邦三郎記念館	5/11～対策を講じた上で利用可能
②⑦	歴史資料館	5/11～対策を講じた上で利用可能
②⑧	子育て世代活動支援センター (パフィオ 4 階)	5/11～開館 ※感染防止対策の徹底
②⑨	むつみ荘	5/11～開館 ※感染防止対策の徹底
③⑩	高齢者コミュニティセンター	4/18～5/31 まで利用不可
③⑪	三間町老人憩の家	4/21～5/31 まで利用不可
③⑫	保健センター	5/11～開館 ※感染防止対策の徹底
③⑬	図書館	5/11～対策を講じた上で利用可能
③⑭	三間ふれあい交流館	5/11～対策を講じた上で利用可能
③⑮	斎場(静愁苑・吉田斎場)	利用可(4/17～発熱者や県外からの参列等について自粛を要請)

4 申告期限延期について

- ・令和 2 年度の個人市民税の申告期限を 4 月 16 日まで延長する。
※4/17 以降も柔軟に対応

5 税・料の納付猶予について

- ・申請により認められた場合、徴収・換価を猶予する。

6 事業者向け支援について

- (1)新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証第 4 号・第 5 号の認定
 - ・一般保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合 100%または 80%)が利用可能となる。
- (2)中小企業振興資金融資制度
 - ・低金利で 500 万円までを上限に融資する。
- (3)小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度

- ・日本政策金融公庫のマル経融資の利用事業者を対象に、支払われた利息の一部を補給する。
- (4)新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給制度
 - ・愛媛県の新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した中小企業者等に対し、利子補給を行う。
- (5)新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金制度
 - ・国の雇用調整助成金(新型コロナ感染症にかかる特例によるもの)の支給決定を受けた事業主に対し、休業手当負担額の1/10以内で上乗せ助成を行う。
- (6)新型コロナウイルス感染症対策相談支援事業
 - ・中小企業者等の経営相談を強化するため、宇和島商工会議所に委託し、相談窓口を開設。
 - ・市民向けの生活総合相談に対応する窓口を開設(市役所本庁1階)。
- (7)宇和島市中小企業等応援事業の拡充等
 - ・テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業(新設) [補助率3/4・上限50万円]
 - ・衛生対策事業(新設) [補助率3/4・上限50万円]
 - ・小規模事業者持続化事業(新設) [補助率1/6・上限25万円]
 - ・ネットショップ事業(拡充) [補助率1/2 ⇒ 3/4・上限50万円]
 - ・販路開拓事業(拡充) [補助率1/2 ⇒ 3/4・上限50万円]

【問い合わせ先】

- ・小中学校の対応について:宇和島市教育委員会学校教育課(0895-49-7031)
- ・申告期限の延長について:宇和島市市民環境部税務課(0895-49-7010)
- ・税・料の納付猶予について:宇和島市市民環境部納税課(0895-49-7011)
- ・事業者向け支援について:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7080)

〈各施設〉

- ・①～②:宇和島市総務部企画情報課(0895-49-7003)
- ・③～⑨:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7023)
- ・⑩ :宇和島市産業経済部農林課(0895-49-7022)
- ・⑪～⑰:宇和島市教育委員会文化・スポーツ課(0895-49-7033)
- ・⑱～⑲:宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・⑳～㉑:宇和島市保健福祉部高齢者福祉課(0895-49-7018)
- ・㉒ :宇和島市保健福祉部保険健康課(0895-49-7021)
- ・㉓ :宇和島市教育委員会生涯学習課(0895-49-7032)
- ・㉔ :宇和島市三間支所産業建設係(0895-49-7102)
- ・㉕ :宇和島市市民環境部生活環境課(0895-49-7013)